

国民年金保険料

国民年金保険料額の改定

令和4年度の保険料額は、月額16,590円(前年度比20円減)です。
割引のある口座振替早割や前納制度をぜひご利用ください。

学生納付特例制度について

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、支払いが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

○対象となるかた

各種学校で1年以上の課程に在籍し本人の所得が一定以下の学生(128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など)

○承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障がいや死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

○承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間をさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

○申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・学生証や在学証明書または終業年限が1年以上の課程であることの証明書

◆ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納をしないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乗せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

離婚した場合の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
離婚後**2年以内**に手続きを行う必要がありますので、お早めに秩父年金事務所までご相談ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560

町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232



無料 歯周疾患検診

大切な歯を失う大きな原因となっているのが歯周病です。歯周病は痛みが出ないことが多く、知らないうちに進行してしまいます。

歯を健康に保つために、ぜひ、検診を受診しましょう。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当
☎62-1288

対象 町在住で令和4年度中に40、50、60、70歳になるかた
内容 診察・歯科医師による歯や歯ぐきの状態の診察・保健指導など
検診期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
自己負担額 無料
申込み 検診を希望のかたは、健康こども課(⑥番窓口)で受診に必要な書類を配付します。